

本市バスケットボール競技の在り方について

東根市教育委員会 R7.3.13

令和8年度からの部活動改革に伴う、本市中学生のバスケットボールの在り方について、市内6中学校の保護者会代表、顧問・委嘱コーチ、市バスケットボール協会・市教委部活動コーディネーターが一堂に会し、以下のようにすすめることを確認しましたので報告いたします。

※ R6.12.26・R7.1.28, 総勢約30名の参加

I ねらい

令和8年度からの部活動改革においても、バスケットボールを志す生徒が、中体連主催大会に出場できる体制を構築する。

II ねらいの達成に向けて

- 1 令和7年度山形県中学校総合体育大会「地域クラブ活動に関する参加資格細則（以下：細則という）」より、ねらいを達成するために市が後援・設置する「地域クラブ」としての出場はせず、各中学校単位で出場します。
- 2 各中学校単位で出場することに合わせ、本市では、バスケットボール競技のみ「単独校構成を原則とする地域クラブ」の後援・支援を目指します。
- 3 各中学校単位で出場することから、今後、第三中学校が単独での出場が難しくなるので、市教委としての施策「合同部活動」を適用することを決定しました。
 - (1) 第三中学校生徒の学びの保障の観点から、会合参加者から了解を受けています。
なお、「合同部活動」の条件は、中体連が示す以下の要件である。
 - ① 編成する学校の全てに部活動があり、顧問がいること
 - ② 自治体行政の施策として実施されていること
 - ③ 大会参加のみを目的とせず長期的な事業により学校単位の部活動として実施されていること
 - (2) 会合では、第二中の先行事例（白水クラブ）を目指すことで合意し、各校区の地域クラブの準備をしていきます。

III ねらい達成に向けた現状

- 1 第二中学校は、ねらいを達成しているので、現体制を今後も継続します。
- 2 (1) 来年度から休日部活動を行わない大富中と、第三中の現状、両校の地域指導者の視点から、生徒・保護者・各校校長より「合同部活（合同地域クラブ）」設立の意向を市教委が受けています。合同地域クラブの代表者を明確化すること等「規約」を承認すれば、東根市教育委員会が合同部活動としても認めていきます。
 - (2) ねらい達成に向けて体制を進めた場合、第三中・大富中の女子生徒が、バスケットボールで中体連主催大会に出場できないという課題があります。
- 3 第一中、神町中は、第二中の先行事例を念頭に置き、地域クラブの準備に入ります。

IV 本市中学生から見た具体的な姿

中体連主催大会に出場したい場合

1 第二中学校の生徒

市ガイドラインに示す地域クラブ②に該当する「白水バスケットボールクラブ」に入会する

※このクラブへの他校生徒の入会は可能だが、中体連主催大会は「第二中学校」として出場するため、他校生徒は中体連に出場できない

2 第三中学校・大富中学校の生徒

(1) 第三中（男子）・大富中（男子）合同バスケットボール部に入部する

↓

(2) 市ガイドラインに示す地域クラブ②・③に該当する「第三中・大富中合同バスケットボール地域クラブ（仮名：R6年度中に設立）」に入会する

※入会は任意

※このクラブへの他校生徒の入会は可能だが、中体連主催大会は「第三中・大富中合同」として出場するため、他校生徒は中体連に出場できない

(3) 女子生徒（保護者）で、中体連に出場したい意向を持つ場合は、下記担当まで問い合わせ願います。

3 第一中学校の生徒

(1) 第一中学校の部活動に入部する

↓

(2) 部活動のねらいを超える活動の質と量を確保するための、市ガイドラインに示す地域クラブ（以下：第一クラブ（仮名））が設立された場合、このクラブに入会する

※入会は任意

※設立された場合の第一クラブへの他校生徒の入会は可能だが、中体連主催大会は「第一中学校」として出場するため、他校生徒は中体連に出場できない

4 神町中学校の生徒

(1) 神町中学校の部活動に入部する

↓

部活動のねらいを超える活動の質と量を確保するための、市ガイドラインに示す地域クラブ（以下：神町クラブ（仮名））が設立された場合、このクラブに入会する

※入会は任意

※設立された場合の神町クラブへの他校生徒の入会は可能だが、中体連主催大会は「神町中学校」として出場するため、他校生徒は中体連に出場できない

中体連主催大会に出場しなくてもよい場合 （各校共通）

山形県中学校体育連盟に登録せず、本市内外で主体的な経営方針を示し運営するクラブは多数あります。中学校の部活動に所属せず、このようなクラブのみに入会する生徒の皆さんも、東根市教育委員会は応援します。

※所属校の制限なく、学校の枠を超え、同じ目標を志す者同士が入会することができます。

※各学校が開設している部活動等、複数への所属については、各クラブ代表や県バスケットボール協会、地区中学校体育連盟に問い合わせ、指示を仰いでください。

<問い合わせ>

東根市教育委員会管理課・生涯学習課
部活動改革コーディネーター

TEL 0237-42-1111 FAX 0237-43-1176

E-mail: kyouiku@city.higashine.yamagata.jp